

平成 20 年 10 月 20 日

神奈川県知事
松沢 成文 殿

社団法人 日本たばこ協会
会長 アンドリュー・コルチン
東京都港区西新橋 2-16-1

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)骨子案」に関する意見

2008 年 9 月 09 日に発表された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(仮称)骨子案」に関し、日本たばこ協会の意見を述べさせていただきます。

私どもはこれまでも貴県に対し、「公共的施設」にもさまざまな種類があり、施設の種類に応じた規制とすること、また健康増進法など既存の法律などともバランスのとれた条例とされることを要望してまいりました。

今回の「骨子案」の説明では、貴県は喫煙者・非喫煙者双方の自由や事業者の経済的自由にも配慮するとし、施設の種類に応じた規制をめざす考え方がとられていることには賛同いたします。

しかしながら、なお検討すべき課題があると考えます。

- 1、「骨子案」でいう第1種施設については、規制の方向性に異論を唱えるものではありません。ただし、対象として列挙された民間施設のいくつかには第1種に含めるのが適当かどうかについてさらに議論の余地があると考えます。
- 2、第2種施設については「分煙」または「禁煙」の選択しか認めておらず、区画化を要件とする完全分煙は多くの小規模施設では現実的に対応が困難な施設が多いと思われます。零細事業者に対し十分な配慮がなされているとは言えないと考えます。

また、主に成人の利用を意図する施設、会員制施設、専ら喫煙を目的に利用される施設なども存在します。

小規模施設や主に成人の利用を意図する施設などの一定の条件を満たす施設では、喫煙のポリシーを決める裁量を、極力施設の管理者・事業者に委ねるべきであると考えます。

施設の管理者・事業者が施設での喫煙が許されるかどうかを知らせるために、喫煙のポリシーに関する表示をし、人々はその施設に入るか否かの選択ができるようにすべきと考えます。

「駅前など公共の場所での喫煙所の整備」、「喫煙者へのマナー向上の啓発」などに弊会および弊社会員社は従来から取り組んでまいりました。これらの取り組みは貴県民のみならず、人々の強い要望であると認識していることから、今後も関係団体および貴県と適宜協力しながら、一層の努力をしてみたいと考えております。